

橿原市防犯灯設置基準

制定 平成26年3月31日

改正 平成30年3月31日

第1章 総則

第1 趣旨

この基準は、橿原市防犯灯補助金交付要綱（平成26年橿原市告示77号）第4条及び橿原市町境界防犯灯設置及び維持管理要綱（平成26年橿原市告示78号）第4条の規定に基づく防犯灯の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の意義は、第1の要綱の例による。

第2章 設置・更新基準

第1 適合LED灯の設置基準

適合LED灯は、以下の設置基準を満たさなければならない。

- (1) 設置場所は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供する道路であること。
- (2) 車道と歩道が分離している場合は、歩道を照明するために設置すること。
- (3) 設置形態は、電柱（関電柱及びNTT柱）への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鉄柱を使用して設置することができる。
- (4) 設置間隔は、終夜点灯する公共屋外照明から概ね2.5メートル以上とする。ただし、防犯上、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 設置高は、原則として地上から4.5メートルを基準とする。
- (7) 設置場所について、事前に隣接する住民と協議を行い、設置の合意を得ていること。また、農地に隣接して設置する場合は、事前に農地所有者と協議を行い、設置の合意を得ていること。
- (8) 歩行者が通行する場所を終夜照明する状態で設置すること。

第2 適合鉄柱の設置基準

適合鉄柱は以下の基準を満たさなければならない。

- (1) 設置する鉄柱は、全長6.3m又は5.5m、φ89.1、ストレートタイプを基準とし、地際の上・下各30cm以上に腐食処理を施し、堅固に建柱（コンクリート巻き）すること。

- (2) 鉄柱の間隔は、鉄管ポールの強度を考慮し、2.5mを基準とする。また、電柱から電源を引き込む際の電柱からの距離も同様とする。

第3 防犯灯の更新

防犯灯の更新は、設置から概ね10年以上経過した防犯灯を対象とする。ただし、著しい破損等により道路の安全に支障をきたす恐れがある場合はこの限りでない。

第3章 構造・性能基準

第1 適合LED灯の構造基準

適合LED灯は以下の構造を備えなければならない。

- (1) LED専用に設計された白色系LEDモジュールを光源とした器具（従来の蛍光灯等の器具にランプ型LEDを取り付けたものは除く。）であること。
- (2) 10ワット以下の1灯式LED灯であること。
- (3) 概ね15年（設計寿命6万時間相当）の耐用年数を有し、屋外環境での使用に耐えることができる構造とすること。
- (4) 取付けバンドを用いて電柱又は鉄柱に取付けができ、自動点滅器を内蔵しないものとする。
- (5) 垂直荷重70kgfを加えても破損しない構造とし、電力会社等で規定された値がある場合には、その値に耐えることができること。
- (6) ワイヤー等による落下防止の対策を講じること。
- (7) 本体は、アルミダイカスト又は同等以上の耐久性と放熱性を持つ材質とし、透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐候性をもつこと。
- (8) 保守部品交換が可能な構造であること。（LEDユニット、電源ユニット、カバー等）
- (9) 器具の耐風荷重が風速60m/S以上であること。

第2 適合LED灯の性能基準

適合LED防犯灯は、以下の性能を有するものでなければならない。

- (1) 入力電圧は、AC100V±6%（50Hz/60Hz）とする。
- (2) 入力容量は、10VA未満とする。
- (3) 周囲温度は、-10～35℃とする。
- (4) LED光源及び電源装置の耐用年数は、器具周囲温度25℃の条件で6万時間以上とする。ただし、光束維持率70%を下回った場合は、耐用年数が経過したものとする。

- (5) 防水及び防塵の侵入に対する保護等級は、I P 2 3以上とする。
- (6) 光学性能は、公益社団法人日本防犯設備協会が定める「防犯灯の照度基準 (SESE1901-3) におけるランク S S以上とする。
- (7) 周囲への不必要な漏れ光を避けるため、水平状態において上方光束比 5 %以下であること。
- (8) 電波障害の発生を抑制するため、次の表の基準を満たすものであること。

項目	基準値	
	周波数範囲	限度値
雑音端子電圧	526.5 k Hz～5MHz	56dB 以下
	5MHz～30 MHz	60dB 以下
雑音電力	30 MHz～300 MHz	55dB 以下

- (9) 落雷による故障を低減するために、電源線と筐体との間に 1 5 K V のサージ電圧を加えても故障がなく、再使用が可能であること。
- (1 0) RBSS (優良防犯機器認定制度) 適合認定を受けたものであること。
- (1 1) 補修用性能部品の最低保有期間は製造打ち切り後、最低 6 年間保有されていること。

※一般社団法人日本照明器具工業会ガイド 1 2 3 による

第 3 適用基準及び規格

この基準の規定によるもののほか、以下の基準及び規格を参酌するものとする。

- ① 電気用品安全法 (昭和 3 6 年法律第 2 3 4 号) 別表第八
- ② 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第 5 2 号)
- ③ JIS C 8105-1:²⁰¹⁰ 「照明器具一第 1 部：安全要求事項通則」
- ④ JIS C 8105-2-3:²⁰¹¹ 「照明器具一第 2 - 3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項」
- ⑤ JIS C 8105-3:²⁰¹¹ 「照明器具一第 3 部：性能要求事項通則」
- ⑥ JIS C 8152-1:²⁰¹² 「照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法」一第 1 部 LED パッケージ
- ⑦ JIS C 8152-2:²⁰¹² 「照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法」一第 2 部 LED モジュール及び LED ライトエンジン
- ⑧ JIS C 8153:²⁰⁰⁹ 「LED モジュール用制御装置一性能要求事項」
- ⑨ JIS C 8154:²⁰⁰⁹ 「一般照明用 LED モジュール一安全仕様」
- ⑩ JIS C 8155:²⁰¹⁰ 「一般照明用 LED モジュール一性能要求事項」
- ⑪ JIEG-001:²⁰¹³ 照明学会 技術指針「照明設計の保守率と保守計画」第 3 版
- ⑫ 公害対策ガイドライン 環境庁 (「街路照明器具のガイド」平成 1 8 年 1 2 月改訂)